

新型コロナウイルス感染症対策本部 第 58 回本部員会議
知事メッセージ（令和 4 年 7 月 8 日）

県内の感染状況は、5 月 30 日の岩手緊急事態宣言解除以降、新規感染者数が減少していましたが、今週に入り、新規感染者数の今週先週比が 1.0 を超えるなど感染者が増加しています。

全国においても、全ての都道府県で新規感染者数が、一週間前と比較し増加に転じ、多くの地域で新規感染者数が倍増しています。

県内では、教育・保育施設や高齢者施設等におけるクラスターのほか、部活動などスポーツ活動によるクラスターも確認されており、引き続き、感染の流行が継続しています。

また、県内においても、オミクロン株の B A . 5 ^{ビーエー ファイブ} 系統による感染が、昨日確認されました。

感染対策の徹底が、感染拡大の防止につながります。

県民の皆様には、これまでと同様、手指衛生、換気などの基本的な感染対策の徹底の継続をお願いします。

マスク着用は、熱中症予防の観点も踏まえ、会話の有り無し、周りの人と離れているかどうか、屋内か屋外かなど、場面に応じて上手に使い分けしましょう。

会食時も、会話の時はマスクの着用をお願いします。

ワクチン接種は、現時点で 9 月 30 日までとなっております。ワクチン接種希望の方は、早めの接種をお願いします。

これから、夏休みを迎えるほか、お祭りやイベントなどが多く開催されます。県民の皆様には、引き続き、基本的な感染対策を徹底して頂き、社会活動、経済活動を行っていきましょう。

令和 4 年 7 月 8 日
岩手県知事 達増 拓也

新型コロナウイルス感染症患者に係るゲノム解析結果について

1 ゲノム解析結果

6月1日から7月4日に公表した新型コロナウイルス感染症事例のうち12件についてゲノム解析した結果、3件のオミクロン株(BA.5)が確認されました。

ゲノム解析の結果（環境保健研究センター）

実施時期	総件数 (件)	解析結果 (※)							摘 要
		アルファ株	デルタ株	オミクロン株 (BA.1)	オミクロン株 (BA.2)	オミクロン株 (BA.5)	その他	解析不能	
令和3年12月	3			3					令和3年12月公表分検体
令和4年1月	67		7	52	1			7	令和4年1月公表分検体
2月	48			47				1	令和4年1～2月公表分検体
3月	36		1	35					令和4年2～3月公表分検体
4月	57			33	21			3	令和4年4月公表分検体
5月	46			3	41			2	令和4年4月16日～5月23日公表分検体
6月	64			7	51			6	令和4年2月28日～6月27日公表分検体
7月①	12				9	3			令和4年6月1日～7月4日公表分検体
計	333	0	8	180	123	3	0	19	

※ ゲノム解析は、新型コロナウイルス感染症と確認された事例について実施するが、検査可能数が限られる。概ね5日前後で結果が判明する。

※ BA.5の検体は、いずれも6月28日～7月4日にかけて公表した患者のもの。

2 今後の対応

環境保健研究センターにおいては、12～24件／週のゲノム解析を継続して実施します。

<参考：オミクロン株(BA.5系統)の特徴に関する知見>

現在、日本では引き続きBA.2系統が主流である。世界におけるBA.4系統及びBA.5系統の占める割合が増加しており、これらの系統はBA.2系統と比較して感染者増加の優位性が示唆されている。世界的には、BA.4系統及びBA.5系統へ置き換わりつつある中で、陽性者数が増加傾向となっている。なお、BA.4系統及びBA.5系統の感染力に関する明確な知見は示されていない。

WHO レポートでは、複数の国から集積した知見によると、BA.4系統及びBA.5系統に関して、既存のオミクロン株と比較した重症度の上昇は見られないとしている。

[89回（令和4年6月30日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード 資料1より抜粋]

新型コロナワクチンの3回目接種の進捗状況等について

1 ワクチン接種の概要

- (1) 7月4日時点において、全人口約122万1千人に対する3回目接種率は69.2%で、全国の接種率(61.6%)を上回っている。
- (2) 高齢者の3回目接種率は92.0%で、全国の接種率(89.9%)を上回っており、9割を超える方への接種が終了したところ。

2 3回目接種の状況

- (1) 全人口に対する3回目接種率は約7割となっており、年齢別でみると、50代以上で約8割となっているが、40代以下では7割を下回り、年齢が下がるにつれて接種率は低くなっている。
【表1】
- (2) なお、県内の6月30日から7月6日までの新型コロナウイルス感染症の患者数を年齢別でみると、10歳未満から40代までが約8割となっている。【参考】
- (3) 厚生労働省の公表資料によると、1・2回目接種後にワクチンの効果は時間の経過とともに低下するとされているが、3回目接種を受けることにより、発症予防効果や入院予防効果が回復するとされていることから、40代以下の方々も含め、接種を希望する方は、早期の接種を検討いただきたい。
- (4) また、新型コロナワクチンの臨時接種の実施期間は、現時点で9月30日までとされていることから、現役世代や若年世代の方々は、仕事や学校行事等のスケジュールを踏まえ、タイミングをみて接種いただくようお願いしたい。

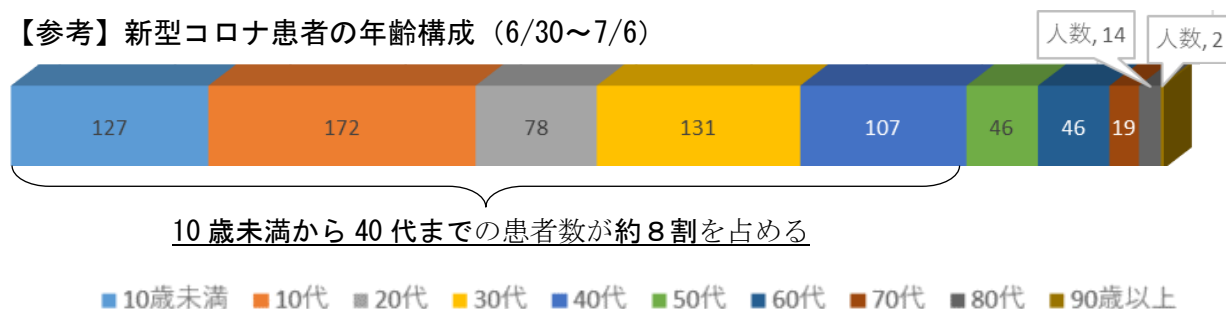
【表1】年齢別の3回目接種率(7/5時点)

(単位：%)

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100～	全体
3回目接種率	44.5	54.3	56.7	66.3	79.2	85.8	94.7	91.8	96.1	94.5	69.2

※10代は、接種対象である12～19歳人口に対する接種率を記載。

【参考】新型コロナ患者の年齢構成(6/30～7/6)



3 今後の県の対応

接種後の副反応に不安を持つ方もいらっしゃることから、ワクチン接種に関する情報を正しく理解していただくよう、引き続き、県の専門相談コールセンター(0120-89-5670、土日祝日を含む24時間対応)において医学的相談に対応するとともに、ホームページやSNSを通じ、安全性や有効性、副反応に関する一層の情報発信を行っていく。

岩手県新型コロナウイルス感染症 感染防止に向けた重点的な取組

- 1 県民の皆様・来県された皆様へのお願い
- 2 事業所・飲食店へのお願い
- 3 教育・保育施設へのお願い
- 4 学校へのお願い
- 5 福祉施設へのお願い
- 6 医療機関へのお願い
- 7 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

令和4年5月30日

岩手県

1 県民の皆様・来県された皆様へのお願い

(1) 外出に係る留意事項

混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出は避けるようお願いします。

(2) 感染が拡大している地域等との往来

移動先の感染状況や、都道府県の要請内容を確認し、慎重な行動をお願いします。

1 県民の皆様・来県された皆様へのお願い

(3) 基本的な感染対策の再徹底

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の再徹底をお願いします。

職場の同僚や友人など親しい間柄であっても、感染対策の徹底をお願いします。

特に重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等※）や、幼稚園・保育園・小学校に通う子どもの同居家族の方は一層の注意をお願いします。

※ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方です。

重症化のリスクとなる基礎疾患等には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙があります。
出典：「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識（2022年5月版）」（厚生労働省）

1 県民の皆様・来県された皆様へのお願い

(3) 基本的な感染対策の再徹底

- こまめな手洗い、咳エチケット、場面に応じたマスク着用を励行する。
- ワクチン接種後もマスクを着用する。
- マスクは、飛沫防止効果の高い不織布マスク等を正しい方法で着用する。
- 室内の換気、湿度の調節を心がける。
- 毎日の健康確認。
- 体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診する。
- 密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素を伴う会合等を回避する。
- 会食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。
- 感染対策が整っている「いわて飲食店安心認証」店の利用を推奨します。

1 県民の皆様・来県された皆様へのお願い

《 場面に応じたマスク着用の実践例 》

【マスクを外してよい場面】

①屋外

- ・ 会話がほとんどない場合
- ・ 会話があっても相手と2m以上（目安）離れている場合
 - 徒歩や自転車での通勤・通学など
 - 散歩やランニングなどの離れて行う運動
 - 鬼ごっこなどの密にならない外遊び



②屋内

- ・ 相手と2m以上（目安）離れていて、会話がほとんどない場合
- ・ 会話があっても相手と2m以上（目安）離れていて、十分な換気など対策をとっている場合



※ 熱中症の予防について

マスクをつけると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかないうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。

高温や多湿の環境下では、熱中症のリスクが高まるので、上記の場面では、マスクを外すようにしましょう。

1 県民の皆様・来県された皆様へのお願い

《 場面に応じたマスク着用の実践例 》

【マスク着用が必要な場面】

①屋外

- ・ 相手と近距離（2m未満（目安））で会話をする場合

②屋内

- ・ 相手と2m以上（目安）離れていても、会話をする場合（※十分な換気など対策をとっている場合を除く）
- ・ 人との身体的な距離が確保できない場合（2m未満（目安））
 - 公共交通機関を利用する場合

③重症化リスクの高い方と接する場面

- ・ 高齢者と会う場合
- ・ 病院に行く場合



※ マスク着用が必要な場面に備えて、外出する際は、マスクを持参するようにしましょう。

※ 2歳未満の乳幼児のマスク着用は推奨されません。

※ 2歳以上の小学校就学前の子どもに、無理にマスクを着用させる必要はありません。

※ 本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることはやめましょう。

1 県民の皆様・来県された皆様へのお願い

マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

- アドバイザリーボードで示された専門家の考え方（5/19）も踏まえ、以下のように対応する。
 - 基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変えない
 - 身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化
 - 就学前の児童（2歳以上）のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す
- 引き続き、マスク着用を含めた基本的な感染対策（手指衛生や換気など）を徹底していただくとともに、こうしたマスク着用に関する考え方は、リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報を行う。

1. マスク着用の考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋 内 (注)	屋 外	屋 内 (注)	屋 外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用の必要はない 事例①	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する 事例③	着用の必要はない 事例②

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りや会った時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①

・ランニングなど離れて行う運動
・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②

・徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③

・通勤電車の中

2. 小学校就学前の児童のマスク着用について

- 2歳未満（乳幼児）は、引き続き、マスク着用は奨めない。

- 2歳以上は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。

「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる」

(注) 2歳以上については、本年2月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める」としていた。

[参考] 令和4年5月20日付事務連絡 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

7

1 県民の皆様・来県された皆様へのお願い

(4) PCR等の無料検査の活用

感染リスクが高い環境にある方など、感染不安を感じる無症状の県民の方はPCR検査等を受けていただくようお願いします。

(想定例)

- ・ 感染が拡大している地域を往来した方。
- ・ 感染が拡大している地域の方と、長い時間飲食などを共にしたことなどにより感染不安を抱える方。

8

2 事業所・飲食店へのお願い

(1) 事業所へのお願い

- ・ 従業員の健康状態を記録する。
- ・ 発熱等症状のある従業員は出勤せず、早期に医療機関を受診する。
- ・ 昼食時、休憩時を含めて会話時のマスク着用を徹底する。
- ・ 休憩室、更衣室においても会話時のマスク着用を励行するとともに、密が生じないような過ごし方を徹底する。
- ・ 食堂、喫煙室では、マスクを外した会話とならないよう注意する。
- ・ 在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤等により、人との接触を低減する。
- ・ オンライン会議の活用等により、出張機会を低減する。
- ・ 県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、県民生活および県民経済安定のため、業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図る。

2 事業所・飲食店へのお願い

(2) 飲食店・宿泊施設などへのお願い

- ・ 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗は、自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守を徹底する。
- ・ 宿泊施設、飲食店、歓楽街の店舗を利用する場合は、店舗等の感染対策の取組へ協力する。
- ・ 飲食店の利用者と従事者は、接触情報、連絡先情報を記録する。
- ・ 「いわて飲食店安心認証」の取得に取り組む。

3 教育・保育施設へのお願い

- ・ 症状のある子どもの登園を自粛する。
- ・ マスクを着用する場合には、子どもの体調変化に十分注意する。

4 学校へのお願い

(県立学校)

- ・ 症状のある子どもの登校を自粛する。
- ・ 校外で行う活動(修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等)については、十分な感染防止対策を行った上で実施する。
- ・ 体育祭等の学校行事は、地域の感染状況を踏まえ、学校長が慎重に判断する。
- ・ 部活動は、地域の感染状況や競技特性及び活動形態等を踏まえ、慎重に判断し、活動時間は可能な限り時間短縮を図る。
- ・ 他校との練習試合や県外へ移動して活動(県外の学校等との活動を含む)する際は、事前に遠征先の感染状況や制限等を確認し、慎重に判断する。
- ・ 大会・コンクール等の参加に当たっては、主催者等が示す「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づいた行動を徹底する。

(市町村立及び私立の小学校・中学校・高等学校)

- ・ 県立学校の取組に準じて対応する。
- ・ 感染が確認された場合は、県と連携して感染拡大防止を徹底する。

5 福祉施設へのお願い

- 面会に際しては、相互にマスク着用をする。
- 自覚症状を有する職員等への早期受診を推奨し、感染が確認された場合の連絡体制の整備や初動対応についてのシミュレーションを実施する。
- 食堂やホールなどの共有スペースでの感染対策を徹底する。
- 職員の休憩室や更衣室での感染対策を徹底する。

6 医療機関へのお願い

- 発熱等の症状のある方に対して積極的な検査を実施する。

7 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。

医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、感謝と思いやりの気持ちをもって応援してくださるようお願いします。

新型コロナワクチンは、本人の意志に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いをすることの無いようお願いします。